

令和5年度法定検査結果について

1. 法定検査結果の推移

浄化槽法第7条に基づく使用開始検査（以下「7条検査」という。）の推移を表-1に、浄化槽法第11条に基づく定期検査（以下「11条検査」という。）の推移を表-2に示します。

総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案し、以下の3段階のいずれに該当するかを判定します。

- | | |
|---|-----------------------------|
| イ | ： 適正である。 |
| ロ | ： おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。 |
| ハ | ： 不適正であり、改善を要すると認められる。 |

表-1 7条検査結果の推移

判定	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	6,025	94.1	5,161	94.6	4,798	93.3	4,868	94.6
	ロ	274	4.3	216	4.0	221	4.3	152	2.9
	ハ	101	1.6	75	1.4	123	2.4	127	2.5
	計	6,400	100	5,452	100	5,142	100	5,147	100
全国	イ	68,127	67.0	65,045	67.4	64,124	67.8	令和6年9月現在 全国は未公表	
	ロ	26,063	25.6	24,506	25.4	23,317	24.7		
	ハ	7,516	7.4	7,002	7.2	7,109	7.5		
	計	101,706	100	96,553	100	94,550	100		

令和5年度の7条検査では「イ」と判定された割合は94.6%で前年度と比べ1.3%上昇し、「ハ」と判定された割合は2.5%でした。全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準となっています。

表-2 11条検査結果の推移

判定	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	114,205	96.6	141,406	96.7	142,081	96.2	142,665	96.2
	ロ	1,887	1.6	2,331	1.6	2,931	2.0	2,777	1.9
	ハ	2,155	1.8	2,514	1.7	2,743	1.8	2,868	1.9
	計	118,247	100	146,251	100	147,755	100	148,310	100
全国	イ	2,266,054	68.9	2,354,356	69.3	2,383,653	68.8	令和6年9月現在 全国は未公表	
	ロ	852,911	25.9	874,975	25.8	914,147	26.4		
	ハ	169,497	5.2	166,457	4.9	165,244	4.8		
	計	3,288,462	100	3,395,788	100	3,463,044	100		

11条検査では「イ」と判定された割合が96.2%と前年度と同様で高い適正率でした。令和2年度から導入した効率化検査では、10人槽以下の合併処理浄化槽において、重要度や緊急度が低い不具合で、保守点検業者への情報提供等により改善されたものは判定が「イ」となるので、高い適正率で推移しています。11条検査においても全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準となっています。

2. 7条検査の結果

(1) 市町村別の検査結果

7条検査の市町村別の検査結果を表-3に示します。

表-3 市町村別の検査結果（令和5年度・7条検査）

市町村	イ		ロ		ハ		合計 (基数)	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		基数(基)	割合(%)
鹿児島市	613	93.9	12	1.8	28	4.3	653	26	4.0
指宿市	96	95.0	2	2.0	3	3.0	101	3	3.0
南さつま市	140	97.9	0	0.0	3	2.1	143	2	1.4
枕崎市	67	100.0	0	0.0	0	0.0	67	0	0.0
南九州市	164	95.3	6	3.5	2	1.2	172	1	0.6
いちき串木野市	63	82.9	7	9.2	6	7.9	76	5	6.6
日置市	142	97.9	3	2.1	0	0.0	145	0	0.0
三島村	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0
十島村	11	91.7	1	8.3	0	0.0	12	0	0.0
薩摩川内市	382	92.7	19	4.6	11	2.7	412	4	1.0
さつま町	57	91.9	5	8.1	0	0.0	62	0	0.0
出水市	59	96.7	1	1.6	1	1.6	61	1	1.6
阿久根市	121	91.0	5	3.8	7	5.3	133	1	0.8
長島町	44	89.8	4	8.2	1	2.0	49	0	0.0
伊佐市	84	94.4	4	4.5	1	1.1	89	0	0.0
始良市	603	95.9	23	3.7	3	0.5	629	1	0.2
霧島市	552	97.4	13	2.3	2	0.4	567	2	0.4
湧水町	38	95.0	2	5.0	0	0.0	40	0	0.0
曾於市	133	96.4	4	2.9	1	0.7	138	1	0.7
志布志市	111	96.5	4	3.5	0	0.0	115	0	0.0
大崎町	62	95.4	2	3.1	1	1.5	65	1	1.5
鹿屋市	595	97.9	6	1.0	7	1.2	608	6	1.0
垂水市	91	97.8	0	0.0	2	2.2	93	2	2.2
東串良町	26	92.9	1	3.6	1	3.6	28	0	0.0
肝付町	56	90.3	3	4.8	3	4.8	62	2	3.2
錦江町	21	100.0	0	0.0	0	0.0	21	0	0.0
南大隅町	11	78.6	3	21.4	0	0.0	14	0	0.0
西之表市	99	89.2	8	7.2	4	3.6	111	2	1.8
中種子町	36	85.7	4	9.5	2	4.8	42	0	0.0
南種子町	32	97.0	1	3.0	0	0.0	33	0	0.0
屋久島町	53	96.4	1	1.8	1	1.8	55	0	0.0
奄美市	51	85.0	1	1.7	8	13.3	60	6	10.0
大和村	3	100.0	0	0.0	0	0.0	3	0	0.0
宇検村	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0
瀬戸内町	24	88.9	0	0.0	3	11.1	27	1	3.7
龍郷町	52	89.7	0	0.0	6	10.3	58	3	5.2
喜界町	8	88.9	0	0.0	1	11.1	9	0	0.0
徳之島町	39	92.9	2	4.8	1	2.4	42	1	2.4
天城町	16	51.6	0	0.0	15	48.4	31	13	41.9
伊仙町	78	94.0	4	4.8	1	1.2	83	0	0.0
和泊町	1	33.3	0	0.0	2	66.7	3	0	0.0
知名町	11	100.0	0	0.0	0	0.0	11	0	0.0
与論町	21	95.5	1	4.5	0	0.0	22	0	0.0
合計	4,868	94.6	152	3.0	127	2.5	5,147	84	1.6

「ハ」と判定された浄化槽のうち6割以上が無管理浄化槽であり、検査基数全体の1.6%でした。7条検査は使用開始後3ヶ月を経過してから実施しますが、浄化槽管理者が保守点検の必要性を十分認識していないため維持管理契約が遅れる状況があるようです。

(2) ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

7条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表-4に示します。
表に示す外観番号と項目とは、環境省の「浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成14年2月改定版)」に基づく外観検査のチェック項目をいいます。

表-4 ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分(令和5年度・7条検査)

外観番号	項目	合計	原因区分			
			工事	構造	管理	その他
設置の状況		77	32	10		35
3	破損、変形	1				1
4	漏水	2	2			
6	上部スラブ打設有無	1				1
7	嵩上げ	2	2			
8	槽上部、周辺、構造	3				3
9	雨水の流入	3	1			2
11	その他の特殊な排水の流入	1	1			
13	ポンプ設備の固定	2	1			1
15	ばっ気装置の固定	5		5		
19	逆洗装置、洗浄装置の固定	3		3		
23	隔壁、仕切板、移流管の固定	1				1
26	流入、放流管渠の設置	24	16			8
27	送風機の設置	10	8	2		
28	増改築等	19	1			18
設備の稼働状況		4	1	1		2
29	ポンプ	2	1			1
30	送風機	2		1		1
水の流れ方の状況		7	1			6
43	流入管渠	1				1
44	放流管渠	3	1			2
49	嫌気ろ床槽の水位	2				2
52	生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流	1				1
消毒の実施状況		77			7	68
73	消毒剤の有無	43			7	36
74	処理水と消毒剤の接触	34				32
水質の状況		123				123
他	水質悪化(BOD、透視度)	123				123
保守点検、清掃の実施状況		85				83
他	無管理	85				83
	(検査基数)	5,147				
	(不適事項延べ件数合計)	373	34	11	7	317
	(原因区分構成比率)	100.0%	9.1%	2.9%	1.9%	85.0%

設置の状況の不具合が多かったのは、『26. 流入、放流管渠の設置』に該当する「生活雑排水の未接続」などの指摘が24件ありました。

また、『28. 増改築等』に該当する「届出以外の建物も接続されている」や「建物の用途が設置届と異なっている」などの指摘が19件ありました。一般住宅や一般店舗の届出で設置後に用途の変更を行っていたり、届出外の建物を接続したりするケースが後を絶ちませんが、浄化槽の規模と使用実態が合わずに処理機能の低下を招くおそれがあることから、設計時には将来的な予定も十分に協議する必要があります。

3. 11条検査の結果

(1) 市町村別の検査結果

11条検査の市町村別の検査結果を表-5に示します。

表-5 市町村別の検査結果 (令和5年度・11条検査)

市町村	イ		ロ		ハ		合計 (基数)	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		基数(基)	割合(%)
鹿児島市	22,335	96.9	277	1.2	437	1.9	23,049	314	1.4
指宿市	5,160	96.0	128	2.4	86	1.6	5,374	29	0.5
南さつま市	4,818	97.6	81	1.6	37	0.7	4,936	9	0.2
枕崎市	1,874	95.7	35	1.8	49	2.5	1,958	24	1.2
南九州市	4,808	96.1	105	2.1	91	1.8	5,004	28	0.6
いちき串木野市	2,970	94.2	97	3.1	85	2.7	3,152	40	1.3
日置市	4,208	96.1	71	1.6	99	2.3	4,378	49	1.1
三島村	215	97.3	2	0.9	4	1.8	221	0	0.0
十島村	227	98.3	1	0.4	3	1.3	231	0	0.0
薩摩川内市	10,903	95.0	314	2.7	255	2.2	11,472	120	1.0
さつま町	2,864	96.3	62	2.1	47	1.6	2,973	23	0.8
出水市	2,972	95.1	74	2.4	78	2.5	3,124	54	1.7
阿久根市	2,723	94.4	80	2.8	82	2.8	2,885	51	1.8
長島町	1,748	96.2	32	1.8	37	2.0	1,817	27	1.5
伊佐市	2,614	96.3	32	1.2	68	2.5	2,714	47	1.7
始良市	12,283	98.7	93	0.7	69	0.6	12,445	20	0.2
霧島市	13,615	97.3	223	1.6	162	1.2	14,000	80	0.6
湧水町	1,559	98.2	20	1.3	9	0.6	1,588	0	0.0
曾於市	5,843	97.1	93	1.5	82	1.4	6,018	48	0.8
志布志市	4,222	96.7	68	1.6	74	1.7	4,364	38	0.9
大崎町	1,784	97.2	24	1.3	27	1.5	1,835	19	1.0
鹿屋市	13,043	97.7	181	1.4	126	0.9	13,350	65	0.5
垂水市	1,816	96.9	34	1.8	24	1.3	1,874	7	0.4
東串良町	1,227	96.5	17	1.3	27	2.1	1,271	16	1.3
肝付町	2,114	95.7	54	2.4	42	1.9	2,210	18	0.8
錦江町	1,048	93.7	35	3.1	36	3.2	1,119	18	1.6
南大隅町	898	92.1	46	4.7	31	3.2	975	12	1.2
西之表市	1,952	92.4	86	4.1	74	3.5	2,112	20	0.9
中種子町	868	94.5	25	2.7	26	2.8	919	12	1.3
南種子町	822	91.5	37	4.1	39	4.3	898	25	2.8
屋久島町	1,779	93.7	70	3.7	50	2.6	1,899	9	0.5
奄美市	789	88.5	38	4.3	65	7.3	892	38	4.3
大和村	65	85.5	5	6.6	6	7.9	76	1	1.3
宇検村	105	95.5	1	0.9	4	3.6	110	2	1.8
瀬戸内町	891	89.3	50	5.0	57	5.7	998	28	2.8
龍郷町	1,569	95.8	31	1.9	38	2.3	1,638	16	1.0
喜界町	379	86.7	17	3.9	41	9.4	437	14	3.2
徳之島町	996	92.7	26	2.4	53	4.9	1,075	23	2.1
天城町	795	89.4	24	2.7	70	7.9	889	46	5.2
伊仙町	714	83.9	41	4.8	96	11.3	851	64	7.5
和泊町	213	80.4	13	4.9	39	14.7	265	24	9.1
知名町	343	86.0	24	6.0	32	8.0	399	9	2.3
与論町	494	95.9	10	1.9	11	2.1	515	4	0.8
合計	142,665	96.2	2,777	1.9	2,868	1.9	148,310	1,491	1.0

*前年度無管理のものは、翌年も検査対象となるため、その年度に確認できた無管理の総数となります。

「ハ」と判定された浄化槽のうち半数以上が無管理浄化槽であり、検査基数全体の1.0%でした。

「ハ」の割合は地域によって差があり10%を超えている市町村もありますが、今後、浄化槽管理者の意識を向上させるとともに、維持管理費用に対する公的助成制度の導入により無管理浄化槽を無くしていくことで「ハ」の割合を減らせると思われます。

(2) 市町村別 10 人槽以下合併の BOD 結果

11 条検査の市町村別の 10 人槽以下合併の BOD 結果を表-6 に示します。

表-6 市町村別の 10 人槽以下合併 BOD 結果 (令和 5 年度・11 条検査・住宅施設関係のみ)

市町村	イ		ロ		ハ		合計 (基)	放流BOD 平均値 (mg/L)
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		
鹿児島市	18,357	98.1	83	0.4	266	1.4	18,706	7.2
指宿市	2,034	98.2	14	0.7	24	1.2	2,072	7.2
南さつま市	2,550	99.1	10	0.4	12	0.5	2,572	5.5
枕崎市	604	98.5	2	0.3	7	1.1	613	5.0
南九州市	2,123	98.2	10	0.5	28	1.3	2,161	5.8
いちき串木野市	1,853	97.5	15	0.8	33	1.7	1,901	6.9
日置市	2,587	97.7	13	0.5	47	1.8	2,647	6.1
三島村	164	98.2	0	0.0	3	1.8	167	3.6
十島村	138	97.9	0	0.0	3	2.1	141	3.3
薩摩川内市	6,222	97.4	56	0.9	110	1.7	6,388	7.5
さつま町	1,775	98.2	13	0.7	19	1.1	1,807	7.8
出水市	2,010	96.9	18	0.9	46	2.2	2,074	8.1
阿久根市	1,272	96.1	14	1.1	37	2.8	1,323	7.2
長島町	1,244	97.0	13	1.0	26	2.0	1,283	8.8
伊佐市	1,656	97.3	2	0.1	44	2.6	1,702	6.8
始良市	8,024	99.5	14	0.2	27	0.3	8,065	6.3
霧島市	8,703	98.9	43	0.5	56	0.6	8,802	7.5
湧水町	1,000	99.7	2	0.2	1	0.1	1,003	5.5
曾於市	2,758	98.3	15	0.5	33	1.2	2,806	7.7
志布志市	1,983	97.4	29	1.4	24	1.2	2,036	10.2
大崎町	1,192	97.8	12	1.0	15	1.2	1,219	10.2
鹿屋市	7,664	98.9	37	0.5	47	0.6	7,748	7.5
垂水市	956	98.3	8	0.8	9	0.9	973	8.5
東串良町	762	97.8	4	0.5	13	1.7	779	7.6
肝付町	1,242	97.6	13	1.0	17	1.3	1,272	8.7
錦江町	732	96.3	9	1.2	19	2.5	760	7.5
南大隅町	543	96.6	9	1.6	10	1.8	562	9.7
西之表市	1,061	97.7	11	1.0	14	1.3	1,086	7.5
中種子町	371	97.6	3	0.8	6	1.6	380	7.4
南種子町	374	95.7	4	1.0	13	3.3	391	6.6
屋久島町	1,046	97.8	6	0.6	17	1.6	1,069	4.7
奄美市	273	92.9	1	0	20	6.8	294	6.1
大和村	15	100.0	0	0	0	0	15	7.0
宇検村	32	97.0	0	0	1	3.0	33	4.9
瀬戸内町	296	93.7	8	2.5	12	3.8	316	5.4
龍郷町	1,196	99.0	3	0.2	9	0.7	1,208	4.8
喜界町	141	91.6	5	3.2	8	5.2	154	5.8
徳之島町	453	97.0	1	0.2	13	2.8	467	5.7
天城町	451	93.0	0	0.0	34	7.0	485	12.8
伊仙町	406	93.1	2	0.5	28	6.4	436	5.5
和泊町	114	87.0	2	1.5	15	11.5	131	6.1
知名町	206	94.9	2	1	9	4.1	217	5.2
与論町	319	97.3	5	1.5	4	1.2	328	5.2
合計	86,902	98.1	511	0.6	1,179	1.3	88,592	7.2

10 人槽以下合併処理浄化槽の県全体の放流 BOD 平均値は 7.2 mg/L であり、浄化槽の処理性能 BOD20 mg/L 以下を問題なくクリアしている状況です。また、下水道法施行規則第 4 条の 2 に規定される下水道の計画放流水質の BOD15 mg/L 以下もクリアしていることから、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設としての役割を果たしていることがわかります。

(3) ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

11 条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表-7に示します。

表-7 ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分 (令和5年度・11条検査)

外観番号	項目	処理区分		合計	原因区分			
		単独	合併		工事	構造	管理	その他
設置の状況		1,781	1,212	2,993	60	2,223	1	709
1	水平	1	1	2				2
2	浮上、沈下	2		2				2
3	破損、変形	57	11	68		51		17
4	漏水	445	200	645		551		94
5	溢流	8	3	11		1		10
6	上部スラブ打設有無	4	1	5				5
7	嵩上げ	39	3	42	29			13
8	槽上部、周辺、構造	37	26	63	1	1		61
9	雨水の流入	4	8	12	2			10
10	土砂の流入	6	2	8				8
11	その他の特殊な排水の流入	4		4				4
12	スクリーン設備の固定		1	1		1		
13	ポンプ設備の固定	1	4	5	1			4
14	接触材、ろ材等の固定	81	463	544		544		
15	ばっ気装置の固定	45	19	64		46	1	17
16	攪拌装置の固定		9	9		8		1
17	汚泥返(移)送装置の固定	1	10	11		10		1
19	逆洗装置、洗浄装置の固定		2	2		1		1
21	消毒設備の固定	76	12	88		47		41
22	越流せきの固定	7	11	18		18		
23	隔壁、仕切板、移流管の固定	814	88	902		901		1
24	その他の内部設備の固定	43	5	48		42		6
25	設置場所	2		2				2
26	流入、放流管渠の設置	29	46	75	21			54
27	送風機の設置	57	90	147	1	1		145
28	増改築等	18	197	215	5			210
設備の稼動状況		692	729	1,421		2	37	1,380
29	ポンプ	15	48	63			1	62
30	送風機	664	503	1,167			16	1,149
31	駆動装置	1	6	7		2		5
32	ばっ気装置	8	24	32			10	22
33	攪拌装置		3	3				3
34	汚泥返(移)送装置		4	4			2	2
35	循環装置		5	5			2	3
36	逆洗装置、洗浄装置	1	1	2			1	1
38	制御装置	2	94	96				96
39	調整装置		15	15				15
40	生物膜の状況		25	25			5	20
42	その他の設備	1	1	2				2
水の流れ方の状況		448	364	812	1	6	7	798
43	流入管渠	20	12	32				32
44	放流管渠	186	36	222	1			221
45	各単位装置間	4	2	6				6
47	原水(放流)ポンプ槽の水位	2		2				2
48	流量調整槽の水位		3	3				3
49	嫌気ろ床槽の水位		55	55				55
50	ばっ気槽の水位、水流	2		2		2		
52	生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流		20	20				20
53	平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	19		19		3	2	14
54	沈殿槽の水位、水流	5	3	8		1		7
55	その他の単位装置の水位、水流	1	6	7				7
58	腐敗室、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽の汚泥、スカム	22	31	53				53
59	ばっ気槽、接触ばっ気槽の汚泥、スカム	2	1	3				3
60	生物ろ過槽、担体流動槽の汚泥、スカム		2	2				2
61	沈殿槽の汚泥、スカム	104	126	230			3	227
62	消毒槽の汚泥、スカム	58	47	105			2	103
64	放流ポンプ槽の汚泥、スカム	1	5	6				6
66	汚泥の流出状況	22	15	37				37
使用の状況		2	69	71				71
67	油脂類の流入		5	5				5
68	処理対象以外の排水の流入		3	3				3
70	流入汚水量、洗浄用水等の使用	2	61	63				63
消毒の実施状況		556	686	1,242			42	1,200
73	消毒剤の有無	523	657	1,180			36	1,144
74	処理水と消毒剤の接触	33	29	62			6	56
水質の状況		471	810	1,281			19	1,262
他	水質悪化(BOD、透視度)	471	810	1,281			19	1,262
保守点検、清掃の実施状況		633	872	1,505			2	1,503
他	無管理	630	861	1,491				1,491
他	点検、清掃不十分	3	11	14			2	12
(検査基数)		42,836	105,474	148,310				
(不適事項延べ件数合計)		4,583	4,742	9,325	61	2,231	108	6,923
(原因区分構成比率)				100.0%	0.7%	23.9%	1.2%	74.2%

設置の状況の不具合について、単独処理浄化槽（以下「単独」という。）と合併処理浄化槽（以下「合併」という。）と比較すると、汚水が槽外へ流出している『4. 漏水』や構造的な不具合である『23. 隔壁、仕切壁、移流管の固定』については単独での指摘が多く、生物処理に関わる『14. 接触材、ろ材等の固定』については合併での指摘が多くありました。単独では、老朽化による抜本的な改善が必要である浄化槽本体の不良が多く、合併では、「ろ材の浮上」や「担体の流出」等の内部構造の不具合が多くなっています。

設備の稼働状況の不具合は、主に「送風機の故障」の指摘である『30. 送風機』が、単独・合併ともに多く、次に多い『38. 制御装置』は、主に性能評価型の「自動逆洗装置故障」の指摘であり合併で94件発生しました。

『水質悪化』の指摘は、単独・合併では処理目標水質が異なるため単純な比較はできないものの、単独1.0%、合併0.8%とともに低い割合でした。合併の水質悪化の指摘率は、効率化検査導入前の平成30年度が2.3%、令和元年度が1.9%であったことから、早期改善が図られたことにより指摘率が半減したことがわかります。

原因区分の構成比率では、浄化槽本体の不具合原因である『構造』が23.9%、無管理や水質悪化、送風機の稼働などの不具合原因である『その他』が74.2%と高く、『管理』に起因する指摘は1.2%と低い状況でした。

（４）効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況

令和2年度に改訂された鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき、行政指導対象については以下の3段階に分類しています。

<p>○ 行政対応レベルⅢ：生活環境に著しい支障あり（緊急度・重要度が高い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水、溢流、汚泥の著しい流出、送風機の未設置 ・放流BOD160mg/L超過
<p>○ 行政対応レベルⅡ：明らかな法令違反（重要度が高い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無管理、未清掃、消毒設備なし、処理対象以外の排水の流入 ・雑排水の未接続（合併）、増改築等の問題 ・構造上の問題で点検に支障がある場合 ・構造上の問題でBOD30mg/L超過（合併）
<p>○ 行政対応レベルⅠ（合併）：レベル0対応で改善されないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応レベル0で改善を求めたが、改善対策が行われない場合 ・未回答や改善内容が不十分の場合

※ 対応レベル0（合併）：問題が認められ保守点検業者へ改善を求める場合（緊急度・重要度は高くない）

- ・構造不良があるが保守点検の範疇で補修可能なもの
- ・ばっ気停止（送風機故障、電源切れ）、汚泥の流出
- ・消毒薬の充填なし、処理水と消毒薬の接触不良
- ・放流BOD30mg/L超過

令和2年度から10人槽以下の11条検査に導入した効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況について、表－8（合併）及び表－9（単独）に示します。

表－8 効率化検査の検査結果 (令和5年度・11条10人槽以下・合併)

処理区分	検査区分	判定	(行政)対応レベルの判断及び改善報告	基数	割合		
合併処理 浄化槽	基本検査	イ	適正管理(留意含む)	47,870	97.2%		
			改善確認済(適正) (改善率74.2%)	867			
		ロ	対応レベル0	1168件(発生率2.33%)	改善に時間を要す 原因が不明確	286	0.6%
			行政対応レベルⅠ		改善無し	15	2.2%
		行政対応レベルⅡ	902				
		行政対応レベルⅢ	138				
	行政対応レベル以外	26					
	計			50,104	100%		
	採水員検査	イ	水質検査適正	40,220	99.0%		
			ガイドライン検査・適正管理(留意含む)	1,094			
			二次検査(適正)	665			
		ロ	対応レベル0	942件(発生率2.19%)	改善確認済(適正)	695	0.5%
			改善に時間を要す 原因が不明確		235		
		ハ	行政対応レベルⅠ	改善無し	12	0.4%	
			行政対応レベルⅡ	134			
			行政対応レベルⅢ	34			
			行政対応レベル以外	12			
		計			43,101	100%	
	合 計				93,205		
	イ	98.1 %	91,411 基				
	ロ	0.6 %	521 基				
	ハ	1.4 %	1,273 基				

* 対応レベル0(基本検査 + 採水員検査, 行政対応レベルⅠ含む)の状況 発生率 2.29%
(総数 2,110 件) 改善率 74%

表－9 効率化検査の検査結果 (令和5年度・11条10人槽以下・単独)

処理区分	検査区分	判定	行政対応レベル判断及び改善報告	基数	割合
単独処理 浄化槽	ガイドライン 検査	イ	適正管理	21,468	92.7%
		ロ	おおむね適正	715	3.1%
		ハ	行政対応レベル以外	186	4.2%
			行政対応レベルⅡ	549	
			行政対応レベルⅢ	242	
		特定既存単独処理浄化槽に該当	246		
	計			23,160	100%
	採水員検査	イ	水質適正	9,614	95.2%
		ロ	おおむね適正	317	3.1%
		ハ	行政対応レベル以外	82	1.7%
			行政対応レベルⅡ	47	
			行政対応レベルⅢ	39	
		特定既存単独処理浄化槽に該当	45		
	計			10,099	100%
	合 計				33,259
	イ	93.5 %	31,082 基		
	ロ	3.1 %	1,032 基		
	ハ	3.4 %	1,145 基		
令和5年度 総 計				126,464	

* 11人槽以上を含む全ての特定既存単独処理浄化槽に該当した累積件数 380 件

合併処理浄化槽の効率化検査では、緊急度・重要度が低い不具合を「対応レベル0」と分類し、保守点検業者へ情報提供（改善提案）して対策を講じてもらいます。令和5年度は2,110件（行政対応レベルI等を含む発生率2.29%）の『対応レベル0』が発生し、保守点検業者の適切な対応により1,562件（改善率74%）が早期に改善されました。

単独処理浄化槽では、令和2年の法改正で新たに規定された『特定既存単独処理浄化槽』が、10人槽以下で291件、11人槽以上で89件、計380件ありました。

『特定既存単独処理浄化槽』については行政が除却を前提とした改善を求めるとなっており、今後、市町村の補助事業を活用した合併転換や下水道等への切り替えの勧奨などにより早期に除却等を行う必要があります。

4. 無管理浄化槽の推移

無管理浄化槽基数の推移を図-1（7条検査）及び図-2（11条検査）に示します。

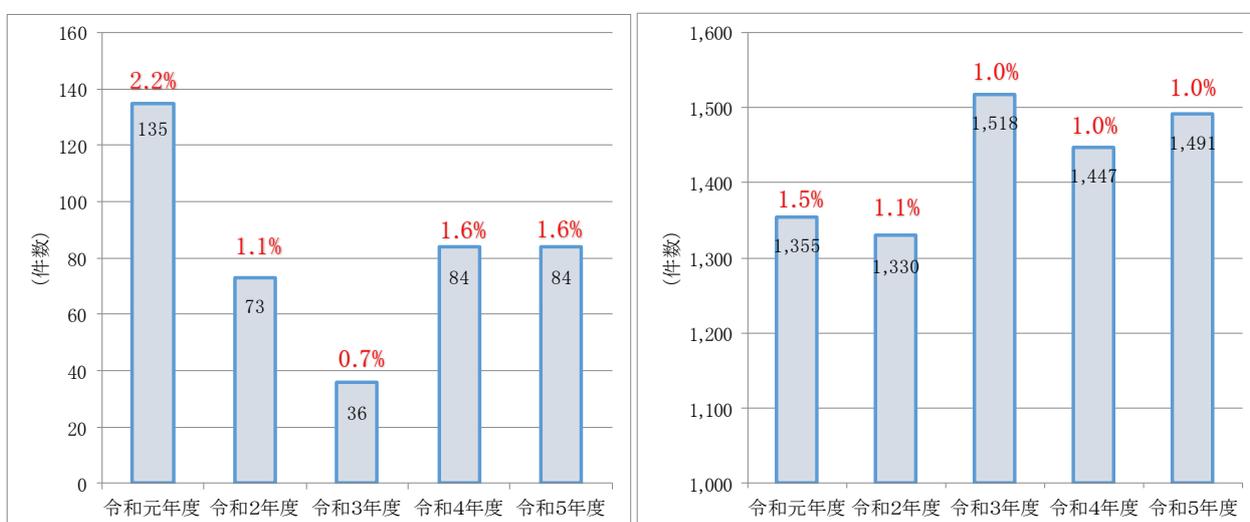


図-1 無管理浄化槽基数の推移（7条検査）

図-2 無管理浄化槽基数の推移（11条検査）

7条検査の無管理浄化槽は年度により増減があるものの一定の割合で発生しています。11条検査の無管理浄化槽は検査基数が増えたことにより発生率は下がっていますが、依然として多くの件数が発生しており、その中には長期間にわたり改善されていないものも多く含まれます。

このような状況から、適正な維持管理に向けて保守点検、清掃及び法定検査の必要性について更なる啓発の徹底や、行政指導の強化などにより無管理浄化槽のさらなる減少に取り組む必要があります。